

## 大樹町犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族で、町内に住所を有する者その他これらの者に準ずると町長が認める者をいう。
- (4) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、その他の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。
- (8) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分な配慮をして、講ずるものとする。
- 3 犯罪被害者の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援を講ずるものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

### (町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（町民等の責務）

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 町は、犯罪被害者等の心身を慰労するため規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（日常生活の支援）

第9条 町は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

（心身に受けた影響からの回復支援）

第10条 犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（学校における支援）

第11条 町は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、その置かれている状況に応じて十分に配慮されるよう、学校と連携し、必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第12条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的に必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第13条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第14条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第15条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。